第2章 処 務

○印旛郡市広域市町村圏事務組合事務決裁規程

平成 10 年 3 月 31 日 訓 令 第 1 号

改正 平成15年2月14日 訓令第2号 平成17年6月30日 訓令第1号

平成22年7月26日 訓令第5号 平成27年4月1日 訓令第1号

令和5年8月31日 訓令第4号

(目的)

第1条 この規程は、管理者の権限に属する事務の代決、専決その他事務の処理について、必要な事項を定めることにより、決裁責任の所在を明確にし、行政の能率的運営を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 決裁 管理者及び管理者の権限を委任された者並びに専決者(以下「決裁者」という。) がその権限に属する事務について、最終的に意思決定を行うことをいう。
 - (2) 代決 決裁者が不在のとき、あらかじめ認められた範囲内で、一時的にその者 に代わって決裁することをいう。
 - (3) 専決 管理者の権限に属する事務のうちあらかじめ認められた範囲内で、管理者の責任において常時管理者に代わって決裁することをいう。
 - (4) 専決者 専決権限を有する者をいう。
 - (5) 不在 決裁者が、出張又は休暇その他の理由により決裁できない状態にあることをいう。
 - (6) 局長 印旛郡市広域市町村圏事務組合行政組織規則(昭和 57 年印旛郡市広域 市町村圏事務組合規則第1号。以下「規則」という。)第9条第1項に規定する 局長をいう。
 - (7) 次長 規則第9条第2項に規定する次長をいう。
 - (8) 課長 規則第9条第1項に規定する課長をいう。

(決裁の順序)

第3条 事務は、原則として当該決裁事案を主管する課長の意思決定を受けた後、順次上司の意思決定、関係部課等の合議を経て決裁者の決裁を受けなければならない。

(代決)

- 第4条 管理者が不在のときは、職務代理者がその職務を代理する場合を除き、局長がその事務を代決する。
- 2 局長が不在のときは、次長が代決する。
- 3 次長が不在のときは、当該決裁事案を主管する課長が代決する。
- 4 課長不在のときは、課長が指名する者が、当該課長があらかじめ指定する事務に ついて代決することができる。

(代決の原則)

第5条 重要若しくは異例に属する事項、新規の計画に関する事項、至急に処理する ことを要しない事項又は上司があらかじめ指示した事項については、前条の規定に かかわらず代決することができない。

(後閲)

第6条 代決した事項については、速やかに当該事務の決裁者に後閲しなければならない。ただし、軽易な事項についてはこの限りでない。

(局長、次長及び課長の専決事項)

第7条 局長、次長及び課長の専決事項は、別表の定めるところによる。

(専決の制限)

- 第8条 この規程に定める専決事項のうち、次の各号の一に該当する事項について は、上司の決裁を受けなければならない。
 - (1) 重要又は異例に属すること。
 - (2) 規定の解釈上疑義又は有力な異説のあるもの
 - (3) 当該事項が専決事項外に関連すること。

(報告義務)

第9条 専決者は、当該事項を専決した場合その結果について、上司に報告し又は関係機関に連絡する必要があると認めるときは、遅滞なくこれを報告し、又は連絡しなければならない。

附則

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成 15 年 2 月 14 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成15年4月1日より施行する。

附 則(平成17年6月30日訓令第1号)

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成22年7月26日訓令第5号)

この訓令は、平成22年7月26日から施行し、平成22年3月23日から適用する。

附 則 (平成 27年4月1日訓令第1号) この訓令は、平成 27年4月1日から施行する。 附 則 (令和5年8月31日訓令第4号) この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

別表

区分		局長専決事項		次 長 専決事項		課長専決事項
		次長及び課長の県内及び東京都の出張命令及び復命に関 すること。	1	日報及び 月報等の検 閲に関する	1	所属職員の県内及び東京都 の出張命令及び復命に関する こと。
		次長及び課長の年次休暇及 び夏季特別休暇に関するこ と。	2	こと。 事務局の	2	所属職員の年次休暇及び夏 季特別休暇に関すること。
各	3	・ 所属職員の県外出張命令及 び復命に関すること。		事務の総合 管理及び調 整に関する こと。	3	所属職員の時間外勤務命令 及び特殊勤務命令に関するこ と。
		令達のうち軽易な事項につ いての指令及び通達に関する こと。		C C 0	4	公簿の閲覧及び証明に関すること。
	5	その他前各号に準ずる事務			5	軽易な事項についての令達 以外の文書に関すること。
課	,	処理に関すること。			6	日誌等の閲覧に関すること。
					7	台帳類の整備保管に関すること。
					8	事務上必要な資料の収集に 関すること。
共					9	期限のある事件の督促に関 すること。
					10	所属職員の事務分担に関す ること。
					11	主管事務につき関係者呼出 しに関すること。
通					12	他の管公署から依頼された 公告類の提出に関すること。
					13	経由文書に関すること。
					14	所属職員の早退承認に関す ること。
					15	定例による各種の申請、願、 届及び報告の発受処理に関す

			ること。
		16	工事の着工に関すること。
		17	公文書の公開に関するこ と。
	1 議案送付及び議決報告に関すること。	1	例規集の加除及び編さんに 関すること。
	2 国及び県の補助金及び負担	2	公印の管守に関すること。
管	金の交付申請に関すること。 3 職員の研修に関すること。	3	法規及び図書の整備及び保 存に関すること。
	4 臨時職員に関すること。	4	文書管理に関すること。
	5 公務災害(労災を含む。)	5	書庫の管理に関すること。
	に関すること。 6 職員の特別休暇及び欠勤に	6	職員の福利厚生に関すること。
	関すること。	7	職員の扶養手当、通勤手当そ の他各種手当の認定に関する こと。
理		8	職員の保健衛生管理に関す ること。
		9	千葉県市町村職員共済組合 及び互助会の定例的な事項に 関すること。
課		10	千葉県市町村総合事務組合 の退職手当及び公務災害の定 例的な事項に関すること。
		11	職員の給与及び旅費の支給 手続きに関すること。
		12	団体定期保険に関すること。
		13	職員に関する定例的な事項 に関すること。
		14	物品の処分に関すること。
		15	庁用自動車の管理及び整備 に関すること。
企	1 国及び県の補助金及び負担金の交付申請に関すること。	1	広報担当者会議に関すること。
画課	2 特命事項の実施及び協力に関すること。		
	3 構成市町の企画課長会議に 関すること。		